

菰野町条件付一般競争入札実施要綱

平成13年7月1日要綱第10号

(目的)

第1条 この告示は、菰野町が発注する条件付一般競争入札（普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札を除く。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図るとともに適正な契約の履行に資することを目的とする。

(対象工事及び資格要件)

第2条 一般競争入札の対象工事及び参加できる者の資格条件は、菰野町条件付一般競争入札による建設工事発注基準（平成14年告示第22号の1）により定める。ただし、これに該当しない場合は、町長が菰野町競争入札参加資格審査会に諮り、決定するものとする。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札に付する工事は、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）第3条の規定に基づき公告する。

2 前項の公告（以下「入札公告」という。）は、条件付一般競争入札標準公告例（第1号様式）によるものとする。

(参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 菰野町契約規則第4条に規定する菰野町競争入札参加資格者名簿に登録されている者（建設工事においては、当該工事に対応する工種に登録されている者）であること。
- (3) 町が入札公告の際に提示した条件等に適合する者であること。
- (4) 入札公告から入札時までの期間において、菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成20年要綱第7-1号）に基づく指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 町税、社会保険料等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事

- 再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされているなど（手続開始の決定を受けた後、菰野町の入札参加資格に係る再審査により資格を有すると認めた者を除く。）、経営状態が不健全であると認められないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年要綱第5号）別表第1のいずれかに該当すると認められないこと。
- (9) 同一入札の参加業者間において、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 建設工事に係る一般競争入札においては、当該工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同企業体である場合においては、当該設計共同企業体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 建設工事に係る一般競争入札においては、当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者であること。
- (12) 建設工事に係る一般競争入札においては、配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等が適正に確保できている者であること。
- (13) 以下に定める社会保険等の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (14) その他建設業法等の法令・規則等に違反していないこと。

（技術資料の提出等）

第5条 建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者は、指定した期日までに指定の方法により、配置予定技術者届兼入札（開札）立会人届（第2号様式）等必要書類を提出しなければならない。

2 入札公告において類似工事の実績を求めた工事については、必要書類等提出の際、別に定める施工実績調書を提出しなければならない。

(設計図書等の販売及び閲覧等)

第6条 設計図書については原則として、入札公告により町が指定する販売店又は財務課（以下「販売店等」という。）において販売するものとする。

2 入札公告において設計図書購入を入札参加条件とした場合、販売店発行の納品書、請求書、領収書のいずれかの写しを提出しなければならない。

3 前項に定める場合のほか、設計図書の購入又は写しの交付を希望する者は、町が指定する販売店等において設計図書の販売又は写しの交付を受けるものとし、当該写しの作成に要する費用を負担するものとする。

4 販売期間又は写しの交付期間は、入札公告の日より所定の期間とし、申込方法は、あらかじめファックスにより予約することとする。

5 閲覧希望者は、入札公告の日から入札前日までの期間において財務課で閲覧できることとする。閲覧できる時間は、執務時間内とする。

6 設計図書等に対する質問等は、指定した期日までに書面により行わなければならない。なお、質問の回答は、提出者宛に定めた期日までに書面又はファックスで回答するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、原則として行わないこととする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、事前に入札公告において明らかにするものとする。

(参加資格の確認)

第8条 町長は、提出書類の内容及び資格条件等について審査し、参加資格の有無について決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、不適格と認められた者を除き入札に参加できるようにしなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第9条 入札保証金は、特に指定がない限り、これを免除するものとする。

2 契約保証金は、菰野町契約規則に定める契約保証金を納めなければならない。

(入札の方法)

第10条 入札書は、町指定様式を使用すること。ただし、入札公告において特に指定がある場合はこの限りでない。

2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を

加算した金額（1円未満切捨て）をもって落札とするため、入札金額については消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

3 入札方法を郵便による入札と指定した場合は、菰野町郵便による一般競争入札実施要領に定めるところによる。

（開札の立会い）

第11条 前条第3項の規定により郵便による入札を実施する際の開札の立会人は、当該入札の参加者の中から立会いを希望する者が立会うこととする。なお、立会人が欠席又は立会いの希望者がいない場合については、当該入札に関係のない職員が立会うこととする。

2 建設工事に係る一般競争入札の場合、立会いを希望する者は、配置予定技術者届兼入札（開札）立会人届（第2号様式）により届出するものとする。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

- （1） 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- （2） 入札者が同一事項の入札に対して2以上の入札をしたとき。
- （3） 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
- （4） 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- （5） 入札者が、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- （6） 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき、又は入札書が指定の期間に指定の場所に指定の方法で到着しないとき。
- （7） 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- （8） その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反、又はあらかじめ指定した無効条件に該当したとき。

（入札の失格）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

- （1） 入札金額が最低制限価格を下回る入札をした者
- （2） 入札金額が、前回の入札における最低価格と同額以上の入札をした者
- （3） 予定価格事前公表対象工事については、その予定価格より高い金額で入札をし

た者

(見積内訳書の提出)

第14条 建設工事に係る一般競争入札又は見積内訳書提出の指示がある場合においては、見積内訳書を提出しなければならない。

(指名競争入札への準用)

第15条 指名競争入札を実施する場合は、第2条、第3条、第5条第1項、第6条及び第11条を除き、「一般競争入札」を「指名競争入札」に、「入札公告」を「指名通知」と読み替えてこの告示を準用するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 菰野町における条件付一般競争入札の実施要綱（平成10年7月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成14年10月1日要綱第29号）

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日要綱第11号の1）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年9月22日要綱第11号）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第8号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日要綱第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日告示第6号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日告示第32号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第21号の1）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3月31日告示第28号）

この告示は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 6月26日告示第46号）

この告示は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則（平成31年 2月15日告示第 5号）

この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。